

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

建築基準法第6条の3ただし書きによる審査の開始について

建築基準法の改正（平成27年6月1日施行）に伴い、建築基準法第6条の3第1項ただし書きに規定される「特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」（許容応力度等計算（ルート2））の審査を、平成27年6月1日以降に確認申請をお引受けしたものから開始することと致しましたのでお知らせします。

以上